

1. 改元に伴う当会の年表示の取り扱いについて
2. 中小企業組合等課題対応支援事業募集開始のお知らせ

中央会からのお知らせ

1. 改元に伴う、当会の年表示の取り扱いについて

新潟県中央会では、平成31年4月30日をもって「平成」が終了し、同年5月1日から新元号「令和」となることに伴い、年表示の方法については、下記のとおり対応します。なお本取り扱いは、会員組合等へ強制するものではありません。当会のHPに掲載しております総会議事録等の各種書類は、5月7日に「令和」に修正いたします。

(1)元号による表示の原則

- ① 2019年5月1日以後は新元号の和暦のみで表記します。

(例)平成31年4月まで 平成31年4月〇日
5月以降～ 令和元年〇月〇日

- ② 2019年5月1日より前の日から同日以後の日までの期間を記載する必要があるときは、和暦で表記します。

(例)平成31年4月1日～令和2年3月31日

(2)元号を用いた年度表示の原則

- ① 改元日(5月1日)前までの表示「平成〇年度」を用いる。

※ 改元日前に発出する文書でも改元日以降の日付(例えば総会の開催日等)を表示している文書は「令和」を用いる。

(例)事業期間:平成31年4月1日より令和2年3月31日まで
4月に6月の総会開催案内を送付
(議案)平成31年度事業計画及び収支予算決定の件
(開催日)令和元年6月7日
6月の総会資料 令和元年度事業計画及び収支予算決定の件

- ② 改元日(5月1日)以降の表示「令和〇年度」を用いる。

(例)事業期間:平成31年4月1日より令和2年3月31日まで
5月に6月の総会開催案内を送付
(議案)令和元年度事業計画及び収支予算決定の件
(開催日)令和元年6月7日
6月の総会資料 令和元年度事業計画及び収支予算決定の件

※発出済み文書の年表示の取り扱い

新元号発表以前に作成された発出済み文書で、平成の表記があっても有効なものとし、「令和」に変更しない。

2. 中小企業組合等課題対応支援事業募集開始のお知らせ

全国中小企業団体中央会では、中小企業単独では解決困難なテーマ(生産性の向上、取引力の強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化の促進、技術・技能の継承等)について、中小企業連携グループが改善・解決を図り、新たな活路開拓を目指すプロジェクトを助成する補助事業の募集を行っております。

<補助事業の概要>

組合が中心となって、次のような組合員の「稼ぐ力」を高める取り組みを支援します。

- ① 新商品・サービスを開発し、国内外の展示会へ出展・開催を行う。
- ② その道の専門家を交えて、組合の新しい事業を模索し、実現までのロードマップの作成を行う。
- ③ 事業承継等を目指す人材の育成の調査や研修
- ④ クラウドサービス等のIT を駆使した受発注システムを構築し、組合員の経営負担の軽減を行う。

などの様々な取り組みに利用できます。

<補助事業の類型>

本事業には、組合自身または組合員の新たな活路を見出すための様々なプロジェクトを支援する「中小企業組合等活路開拓事業」と、情報システム開発等にかかるプロジェクトを支援する「組合等情報ネットワークシステム等開発事業」の2つがあります。

① 中小企業等組合活路開拓事業

・補助金額等

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内

【補助金額(消費税抜き)】 ①中小企業組合等活路開拓事業 A型(上限) 2,000万円
B型(上限) 1,158万8千円(下限) 100万円
②展示会等出展・開催事業 (上限) 500万円

※ A型は、補助金申請予定額が、1,158万8千円を超えなおかつ事業終了後3年間以内に組合または組合員の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

② 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

・補助金額等

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内

【補助金額(消費税抜き)】 A型(上限) 2,000万円 B型(上限) 1,158万8千円(下限) 100万円

※ A型は、補助金申請予定額が、1,158万8千円を超えなおかつ事業終了後3年間以内に組合または組合員の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

<募集期間>

平成31年4月1日(月)～令和元年7月1日(月)

・第1次締切 4月1日(月)～5月7日(火)(消印有効)

・第2次締切 5月8日(水)～7月1日(月)(消印有効)

<お申し込み、お問い合わせ>

本事業を利用されたい方は、一度当会の組合担当職員までお問い合わせください。

なお、一部を抜粋して掲載をしております。事業の利用に当たっては実施要領をご確認ください。

・実施要領 下記の全国中小企業団体中央会ホームページをご覧ください。

<https://www.chuokai.or.jp/josei/kadai/kadaitaiou-index-v4.html>